

人間文化研究機構理事協議会設置要項

平成26年4月1日

機 構 長 決 定

平成28年4月 1日改正

1 趣 旨

人間文化研究機構組織規程第15条の2に基づき、機構会議、役員会、その他機構の重要会議に提案する議案及びその議案の審議結果に基づく業務執行等について協議するため、理事協議会を置く。

2 構 成

理事協議会は、機構長、機構長が指名する理事及び事務局長を常任構成員とし、その他の理事は、随時必要に応じて参加することとする。

3 協議事項

理事協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 機構会議、役員会その他機構の重要会議に提案する議案
- (2) (1) の会議の審議結果に基づく業務執行
- (3) その他、機構の業務で協議を要する事項

4 開催・運営

理事協議会は機構長が主宰し、原則として毎週月曜日（役員会の開催日を除く）に開催する他、必要に応じて機構長が招集する。

5 庶務

理事協議会の庶務は、本部事務局総務課において行う。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。